

第2回検討会で頂いた主なご意見と 対応方針について

論点① 主な用語の定義

委員意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ●明確な区別をせずに似た用語が使用されることが多く、混乱を避けるためにも、関係法令等を踏まえた上で定義していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●指摘を踏まえて対応する。関係法令や点検診断ガイドライン、マニュアル、手引き等を参考にする。また、カテゴリ一別に区分するなどしてわかりやすくする。
<ul style="list-style-type: none"> ●予防保全計画については、用語の定義とともに具体的な計画期間や対象施設なども解説するとわかりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●指摘を踏まえ、予防保全計画の概要も解説する。
<ul style="list-style-type: none"> ●専門的知識・技術等を有する者として技術士と海洋・港湾構造物維持管理士を挙げているが、海洋・港湾構造物設計士も含めたほうが良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●指摘を踏まえ、海洋・港湾構造物設計士は必要な知見を有しているので追記する。

論点② 維持管理計画策定レベルと点検診断の頻度に応じた施設分類との関係

委員意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ●計画策定上の分類を重点点検診断施設と通常点検診断施設とし、港湾管理者等の判断も考慮できるよう線引きを曖昧にすることで、誤解を招かないようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●指摘を踏まえ、計画策定上の線引きについては基本的な考えと目安を示し、誤解を招かないよう解説する。
<ul style="list-style-type: none"> ●複数の施設を取りまとめる維持管理計画については、小規模であっても重要な施設は安易にまとめるのではなく、行政的・経営的判断で一つの施設の維持管理計画として策定して管理する場合があります、配慮するよう解説すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ●複数の施設を取りまとめる際の着目点を示すとともに、取りまとめる際の配慮事項を解説する。
<ul style="list-style-type: none"> ●計画策定上の分類設定や計画の変更に関する解説は、第1部総論と第2部作成事例のセットで説明できれば良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●指摘を踏まえてわかりやすく解説する。

論点③ 補修費用等を考慮する旨の□囲みの記述と具体的な内容及び留意点

委員意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ●補修費用の他に技術レベルや実現可能性、工事の難易度、施設の安全性、効果の持続性など、配慮事項を挙げるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ●指摘を踏まえ、実行可能な計画となるよう配慮事項を挙げて解説する。

論点④ 作成事例について

委員意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ●部材の維持管理レベルの設定に対応する維持管理の方針は当初の基本的な内容とし、この方針のみを見て安易に判断せず、総合評価の結果を確認することを解説すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ●指摘を踏まえた記述内容とする。

その他の指摘事項

委員意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none">●維持管理計画の役割と意義について、法令の説明のみならず、よりメッセージ性のある記述にした方が良い。	<ul style="list-style-type: none">●指摘を踏まえ、法改正の趣旨を踏まえたメッセージ性のある記述とする。
<ul style="list-style-type: none">●総合評価における工学的知見・判断に基づく評価が性能低下度の評価に相当するのであれば、点検診断ガイドラインに従って点検診断計画に記すべきである。	<ul style="list-style-type: none">●指摘の通り、施設の性能低下度の評価は点検診断計画に移動する。